

「ねんきんネット」ご利用ガイド
<スマートフォン版>
4章 年金記録の確認

第 1.3 版

2024年8月5日



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

【4章】 年金記録の確認

1 年金記録の確認とは

1.1 年金記録の確認の概要.....	2
---------------------	---

2 操作の流れ

2.1 「一覧で年金記録を確認する」画面の表示.....	3
2.2 「月別の年金記録を確認する」画面の表示.....	7
2.3 「年金の加入記録の詳細」画面の表示.....	14
2.4 「国民年金加入記録を確認する」画面の表示.....	19
2.5 「厚生年金保険加入記録を確認する」画面の表示.....	22
2.6 「船員保険加入記録を確認する」画面の表示.....	25

3 「年金記録の確認」における画面の見方

3.1 各月の年金記録の情報に関する説明.....	28
3.2 加入期間の情報に関する説明.....	30
3.3 国民年金保険料の月別納付状況に関する説明.....	32
3.4 加入制度ごとの記録（厚生年金保険・船員保険）.....	34

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

【4章】 年金記録の確認

1 年金記録の確認とは

1.1 年金記録の確認の概要

「年金記録の確認」のサービスでは、ご自身の年金記録の情報をご確認いただけます。

特にご確認いただきたい年金記録がある場合は、該当箇所に  アイコンをつけて分かりやすく表示します。

本項では、年金記録の確認方法をご案内します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2 操作の流れ

2.1 「一覧で年金記録を確認する」画面の表示

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3章 基本操作・各種設定

①【年金記録を確認する】をタップ

「年金記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「年金記録を確認する」



②【一覧で年金記録を確認する】ボタンをタップ

「一覧で年金記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「一覧で年金記録を確認する」

メニュー ログアウト

ねんきんネット

① 一覧で年金記録を確認する

② 利用者情報

氏名 年金 太郎 様

基礎年金番号 1234-567890

① 年金記録の一覧表示

月別の年金記録を確認する

年金記録の一覧表示の説明 +

年度 (年齢)	加入 制度	お勤め先の 名称等	加入 月数	1年間の 保険料納付額	年金記録 (年額)
平成20年度 (20歳)	国年	第1号被保険者	12月	-	-
平成21年度 (21歳)	国年	第1号被保険者	12月	-	-
平成22年度 (22歳)	国年	A年主南社	12月	-	-
平成23年度 (23歳)	国年	A年主南社	12月	-	-

平成25年度以前の保険料納付総額(小計1)は、
9,999,999円です。

平成26年度以降の保険料納付総額(小計2)は
999,999円です。

これまでの保険料納付総額(総合計)は、
*****円です。

③年金記録の一覧表示の説明を見る場合は
年金記録の一覧表示の説明 + をタップ

これまでの年金加入履歴を表示します。

※ 「1年間の保険料納付額」は、「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」を活用しているため、原則、当年度の誕生月の4ヶ月前までの情報となっています。そのため、当年度の加入月数と保険料納付額の対象となる月数は必ずしも一致しません。

※ 1年間の保険料納付額は原則的に、表示している該当年度の「ねんきん定期便」での保険料差納付総額と、表示している前年度の「ねんきん定期便」の保険料納付総額の差額を表示しています。

特にご確認いただきたい年金記録がある月の加入月数に **i** を表示します。タップすると、ポップアップメッセージでご確認いただきたい内容を表示します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

2 年金記録の補足情報

年金記録の補足情報はありません。

年金記録に関して補足情報が存在する場合は、補足情報を表示します。

3 年金額の表示

老齢年金

老齢年金を受給している方へ



老齢年金の年金額(年額)は、平成28年4月分から次のとおりとなります。

項目	老齢基礎年金 (国庫年金)	老齢厚生年金 (厚生年金保険)	合計
基本額	9,999,999,999円	9,999,999,999円	9,999,999,999円
支給停止額	-	-----円	9,999,999,999円
年金額(差引支給額)	500,000円	0円	9,999,999,999円

老齢年金を受け取られている方の場合は、受け取られている老齢年金の種類ごとに年金額(年額)を表示します。

※ 日本年金機構が発行した年金額改定通知書でお知らせしている年金額(年額)を表示しています。

退職共済年金

退職共済年金を受給している方へ



退職共済年金の年金額(年額)は、平成28年4月分から次のとおりとなります。

項目	退職共済年金 (国三公社共済)	退職共済年金 (国農林共済)
基本額	999,999,999円	-
従属共済額	-----円	-
支給停止額	999,999,999円	-
年金額(差引支給額)	999,999,999円	-----円

◀ 年金記録確認メニュー画面へ戻る



「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.2 「月別の年金記録を確認する」画面の表示

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3章 基本操作・各種設定

①【年金記録を確認する】をタップ

「年金記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「年金記録を確認する」



②【月別の年金記録を確認する】ボタンをタップ

「月別の年金記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「月別の年金記録を確認する」

メニュー

ねんきんネット

ログアウト

月別の年金記録を確認する

利用者情報
(平成30年 9月29日 現在の情報です。)

加入制度

国民年金、厚生年金、船員保険

最終更新日 平成30年 4月10日 ?

1 月別の年金記録の情報

年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの [年金事務所](#) にお問い合わせください。

月別の年金記録の見方

特にご確認いただきたい月 ⓘ +

国民年金保険料の全部または一部の納付が可能である月 +

その他の月 +

③月別の年金記録の見方の詳しい説明を見る場合は + をタップ

P.4章-28 「3.1 各月の年金記録の情報に関する説明」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

月別の年金記録

年代を選択すると、月別の年金記録が表示されます。
 月別の年金記録を押すとそれぞれの詳細画面を表示することができます。(新しいタブで開きます。)
 特に確認していただきたい記録がある年度は **i** が表示されます。

20歳代の記録 ▼

選択した年代を表示する

平成26年度 (20歳) +

平成27年度 (21歳) +

i 平成28年度 (22歳) -

4月	i 国年
5月	i 国年
6月	国年
7月	国年
8月	国年
9月	厚年
10月	i 厚年
11月	i 厚年
12月	合算
1月	

条件を入力することで表示する年金記録を絞込みできます。

※ 初期表示時は、記録が存在する一番古い年代が選択されています。

④月別の年金記録を確認したい年度の **+** をタップ

各月の年金記録の情報

⑤各月の詳細な年金記録を確認する場合は各月の記録内容のリンクをクリック

P.4章-14 「2.3 「年金の加入記録の詳細」画面の表示」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

2 年金記録の補足情報

特例や資格期間に関する情報の説明



⑥特例や資格期間の詳しい説明を見る場合は
特例や資格期間に関する情報の説明 +
をタップ

補足情報

厚生年金の脱退手当金が支払われた可能性のある期間(昭和
xx年xx月xx日～昭和xx年xx月xx日)が存在します。

年金記録に関して補足情報が存在する
場合は、補足情報を表示します。

3 年金加入期間の情報

合計期間の欄に表示された月数が120月以上あると、年金を受けと
ることができます。

合計期間 ?

135月

合算対象期間 ?

xxx月

特定期間 ?

xxx月

年金加入期間の情報に関する説明については

P.4章-30 「3.2 加入期間の情報に関する
説明」へ

合計期間の詳細

年金制度ごとの加入期間を表示することができます。

国民年金



厚生年金保険



船員保険



「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

4 年金見込額

年金見込額は、日本年金機構、または各共済組合等が発行している「ねんきん定期便」(作成年月日:平成XX年XX月XX日)の情報を基に表示しています。

年金見込額の説明



⑦年金見込額の詳しい説明を見る場合は
年金見込額の説明 + をタップ

これまでの加入実績に応じた年金見込額の情報

項目	年額
老齢基礎年金額	99,999,999円
老齢厚生年金額(一般厚生 年金被保険者期間に基づく 年金額)	99,999,999円
老齢厚生年金額(公務員厚 生年金被保険者期間に基づ く年金額)	99,999,999円
老齢厚生年金額(私学共済 厚生年金被保険者期間に基 づく年金額)	99,999,999円
老齢基礎年金額と老齢厚 生年金額の合計	99,999,999円

左記の画面は50歳未満の場合です。
50歳以上の場合は以下のレイアウトで
出力します。

老齢年金の見込額の情報

年金額(見込額)

年金を受け取るには受給資格(保険料が納付済みの期間+保険料
が免除されていた期間+合算対象期間+特定期間の合計が10年
(120月)以上(※平成29年7月31日以前は25年(300月)でした)である
ことが必要です。

受給開始年齢 *****歳
*****円



受給開始年齢 *****歳
*****円



受給開始年齢 60歳
99,999,999円



受給開始年齢 65歳
99,999,999円



「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

(参考)これまでの保険料納付額

日本年金機構、または各共済組合等が発行している「ねんきん定期便」(作成年月日:平成XX年XX月XX日)の情報を表示しています。

保険料納付額の説明



⑧保険料納付額の詳しい説明を見る場合は
保険料納付額の説明  をタップ

項目	累計額
国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	99,999,999円
厚生年金保険(一般厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	99,999,999円
厚生年金保険(公務員厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	99,999,999円
厚生年金保険(私学共済厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	99,999,999円
保険料納付額の合計	99,999,999円

 年金記録確認メニュー画面へ戻る

 閉じる

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.3 「年金の加入記録の詳細」画面の表示

「月別の年金記録を確認する」



①各月の加入記録詳細を閲覧する場合は各月の記録のリンクをタップ

「年金の加入記録の詳細」画面を別ウィンドウ（タブ）で表示します。

「年金の加入記録の詳細」



加入記録の詳細情報を表示します。

選択した月の加入制度によって、表示内容は変わります。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

Pay-easy (ペイジー) で納付

- 納付書情報を選択いただくことで、Pay-easy (ペイジー) で納付が可能です。
また、「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をインターネットバンキング等に直接入力して納付することもできます。詳細は、[納付書でのお支払い \(電子納付 \(Pay-easy\) で納付する\)](#) をご覧ください。
- 本サービスでは、前月分以前の国民年金保険料を納付できます。(当月分以降の保険料は納付できません。)
- 本サービスでは、保険料を1か月分ずつ納付できます。(複数の月の保険料をまとめて納付することはできません。)
- 本サービスでは、免除または納付猶予、学生納付特例等が承認

納付書情報一覧

「年金の加入記録の詳細」画面を複数表示されている場合の留意点 +

4月 ⚠

アイコンが表示されている場合は、すでに金融機関のサイトまで操作が進んでいる納付書情報、もしくはその期間と重複する納付書情報です。お支払い済みの可能性があるためご注意ください。

納付目的	一般
納付書種別	定額
納付期間	2023年4月~2023年4月
使用期限	2025年5月31日
保険料	16,520円
収納機関番号	00500
納付番号	9999-9999-9999-0001
確認番号	00001
納付書情報の選択	> 納付する

Pay-easy (ペイジー) で納付に関する説明を表示します。

納付を行う場合は「納付する」ボタンをクリック

オンライン納付に関する詳しい情報については
ご利用ガイド 12章 国民年金保険料の納付
をご参照ください。

次ページへ

「金融機関を選択する」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「金融機関を選択する」

金融機関を選択する

前回利用した金融機関

項番	金融機関名	金融機関名 (ふりがな)	金融機関の選択
1	アイオー銀行	あいおー	選択

1 金融機関の検索

金融機関名を入力して検索してください (かな・アルファベット)。

- 各労働金庫は「ろうどうきんこ」と入力してください。
- JAB(バンク (農協等)) は「JA」または「じえいえい」と入力してください。
- JFマリンバンク (漁協等) は「JF」または「じえいえふまりん」と入力してください。

ここにテキストを入力

2 金融機関の選択

金融機関の絞り込みを行いたい場合は、検索文字を追加して再度検索してください。

「X」が含まれる金融機関

全31件のうち1~10件を表示しています

<< 前の10件 次の10件 >>

項番	金融機関名	金融機関名 (ふりがな)	金融機関の選択
1	アイオー銀行	あいおー	選択
-	愛知銀行	あいち	選

一度利用した金融機関は検索していただくなくても選択することができます。

④金融機関名を入力し【検索】ボタンをクリック

⑤利用したい金融機関の【選択】ボタンをクリック

「納付する納付書情報を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「納付する納付書情報を確認する」

ねんきんネット

メニュー ログアウト

納付する納付書情報を確認する

エラー文言欄エラー文言欄エラー文言欄エラー文言欄
エラー文言欄エラー文言欄

納付目的	一般
納付書種別	定額
納付期間	2023年4月～2023年4月
使用期限	2025年5月31日
保険料	16,520円
収納機関番号	0500
納付番号	9999-9999-9999-0001
確認番号	00001
選択した金融機関	アイオー銀行

上記の内容で納付を行います。
なお、ここから先は金融機関サイトでの操作となります。
金融機関サイトでの操作方法等は各金融機関にお問い合わせください。

この後は、金融機関サイトでの手続きが完了したら納付完了となります。
続けて他の期間も納付される場合は、手続き完了後にねんきんネットに戻り、納付したい月（納付書情報）を選択してください。

金融機関サイトに移動する

金融機関を選択する画面へ戻る

納付する納付書情報を選択する画面へ戻る

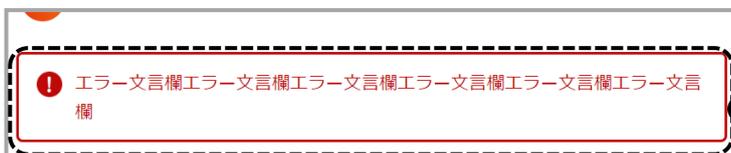
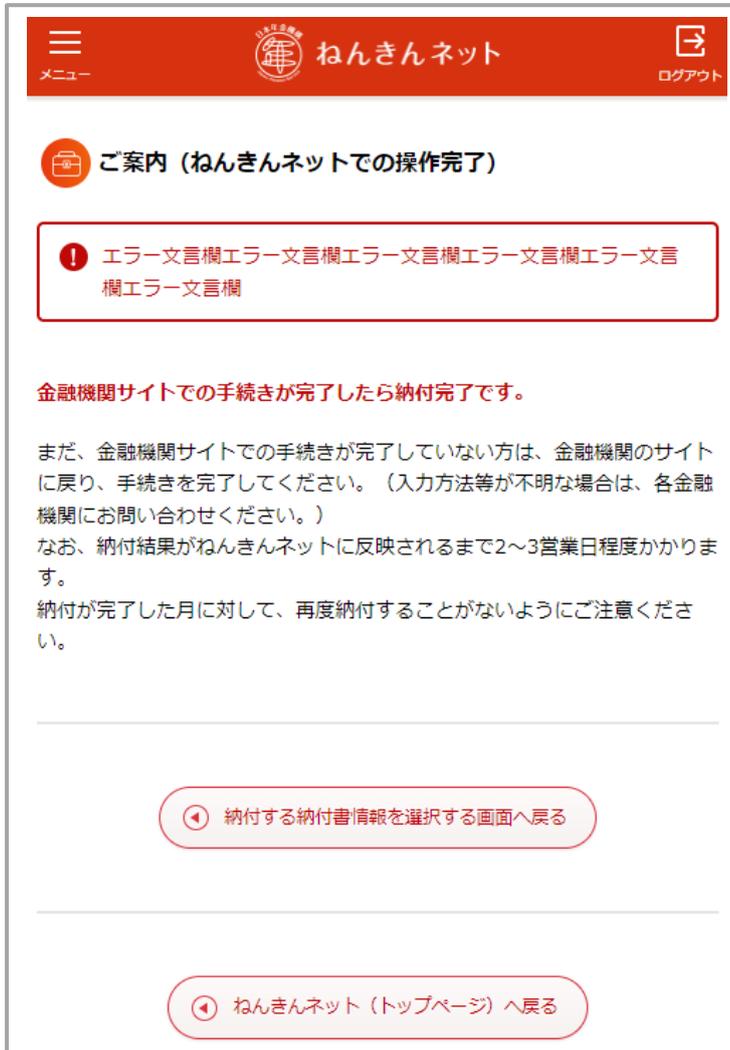
⑥【金融機関サイトに移動する】
ボタンをクリック

次ページへ

「ご案内（ねんきんネットでの操作完了）」
画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「ご案内（ねんきんネットでの操作完了）」



各ページにおいて、入力項目に不備がある場合は、各項目の上部にエラーメッセージを表示します。

※ここから先は金融機関サイトが別タブで開き、各遷移先での操作となります。
金融機関サイトでの操作方法等は各金融機関にお問い合わせください。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.4 「国民年金加入記録を確認する」画面の表示

「年金記録を確認する」



②国民年金の加入記録を確認する場合は
【国民年金加入記録を確認する】ボタンを
タップ

「国民年金加入記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「国民年金加入記録を確認する」

ねんきんネット

国民年金加入記録を確認する

1 月別の国民年金加入記録の情報

年代を選択すると、月別の国民年金加入記録が表示されます。特に確認していただきたい記録がある年度は **i** が表示されます。

30歳代の記録

選択した年代を表示する

月別の年金記録の見方 +

平成27年度(32歳) **i** +

平成26年度(31歳) **i** +

平成25年度(30歳) **i** -

4月	i 未加
5月	i 未納
6月	/
7月	3号
8月	全免
9月	半免

年金記録の見方の詳しい説明を見る場合は
月別の年金記録の見方 **+** をタップ

P.4章-32 「3.3 国民年金保険料の月別納付
状況に関する説明」へ

③月別の国民年金加入記録を確認したい
年度の **+** をタップ

これまでの国民年金加入記録を表示します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

2 国民年金加入期間の情報

第1号被保険者 納付済月数  (うち付加納付月数) 	XX月 (XX月)
--	--------------

第1号被保険者 全額免除月数 	XX月
---	-----

第1号被保険者 4分の3免除月数 	XX月
---	-----

第1号被保険者 半額免除月数 	XX月
--	-----

未納月数のうち半額免除納付可能月数 	XX月
--	-----

未納月数のうち4の1免除納付可能月数 	XX月
---	-----

加入月数 	XX月
--	-----

合算対象期間 	XX月
--	-----

特定期間 	XX月
--	-----

国民年金加入期間の情報を表示します。

 年金記録確認メニュー画面へ戻る

× 閉じる

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.5 「厚生年金保険加入記録を確認する」画面の表示

「年金記録を確認する」



①厚生年金保険の加入記録を確認する場合は【厚生年金保険加入記録を確認する】ボタンをタップ

「厚生年金保険加入記録を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「厚生年金保険加入記録を確認する」

厚生年金保険加入記録を確認する

1 厚生年金保険加入記録の情報

これまでの厚生年金保険加入記録をご確認いただけます。

厚生年金保険詳細表示に関する注意 +

厚生年金保険加入記録の情報

資格取得年月日(平成XX年XX月XX日)～資格喪失年月日(平成XX年XX月XX日)の厚生年金保険加入記録

お勤め先の名称: ○○株式会社 +

資格取得年月日(平成XX年XX月XX日)～資格喪失年月日(平成XX年XX月XX日)の厚生年金保険加入記録

お勤め先の名称: △△株式会社 +

資格取得年月日(平成XX年XX月XX日)～現在の厚生年金保険加入記録

お勤め先の名称: 公務員共済 +

共済の詳細 +

この画面に関する注意事項を見る場合は
【厚生年金保険詳細表示に関する注意】+
をタップ

P.4章-34 「3.4 加入制度ごとの記録(厚生年金保険・船員保険)」へ

②【お勤め先の名称: ●●】+ をタップ

！
事業所名が国のコンピュータに登録されていない場合があります。この場合、お勤め先の名称に代えて「厚生年金保険」というように制度の名称を表示しています。年金の給付には特に問題ありませんので、ご安心ください。

これまでの厚生年金保険加入記録、共済加入記録の状況を表示します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

2 厚生年金保険加入期間の情報

加入期間の情報

一般厚生年金被保険者 加入月数  (うち基金加入月数) 	XX月 (XX月)
一般厚生年金被保険者 加入期間  (うち基金加入期間) 	XX月 (XX月)
公務員厚生年金被保険者 加入月数  (うち経過的職域月数) 	XX月 (XX月)
公務員厚生年金被保険者 加入期間  (うち経過的職域期間) 	XX月 (XX月)
私学共済厚生年金被保険者 加入月数  (うち経過的職域月数) 	XX月 (XX月)
私学共済厚生年金被保険者 加入期間  (うち経過的職域期間) 	XX月 (XX月)

厚生年金保険加入期間の情報を表示します。

 年金記録確認メニュー画面へ戻る

× 閉じる

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.6 「船員保険加入記録を確認する」画面の表示

「年金記録を確認する」



①船員保険の加入記録を確認する場合は【船員保険加入記録を確認する】ボタンをタップ

次ページへ

「船員保険加入記録を確認する」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

「船員保険加入記録を確認する」

メニュー

ねんきんネット

ログアウト

船員保険加入記録を確認する

1 船員保険加入記録の情報

船員保険加入記録を表示しています。

船員保険詳細表示に関する注意

船員保険加入記録の情報

乗船年月日(平成XX年XX月XX日)～下船年月日(平成XX年XX月XX日)の船員保険加入記録

お勤め先の船舶所有者名: ××船舶

標準報酬月額変更・標準賞与年月	標準報酬月額・標準賞与額
平成XX年XX月	××,×××,××××円
平成XX年XX月	賞与×××,××××円
平成XX年XX月	

この画面に関する注意事項を見る場合は
【船員保険詳細表示に関する注意】**+**
をタップ

P.4章-34 「3.4 加入制度ごとの記録（厚生年金保険・船員保険）」へ

②【お勤め先の船舶所有者名: ××**+**
をタップ

⚠
船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合があります。この場合、お勤め先の名称に代えて「船員保険」というように制度の名称を表示しています。年金の給付には特に問題ありませんので、ご安心ください。

これまでの船員保険加入記録の状況を表示します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

前ページの続き

2 船員保険加入期間の情報

加入期間の情報

船員保険 加入月数 ?	XX月
船員保険 加入期間 ?	XX月

◀ 年金記録確認メニュー画面へ戻る

× 閉じる

船員保険加入期間の情報を表示します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

3 「年金記録の確認」における画面の見方

3.1 各月の年金記録の情報に関する説明

各月の年金記録の情報

4月	 国年
5月	 国年
6月	国年
7月	国年
8月	国年
9月	厚年
10月	 厚年
11月	 厚年
12月	合算
1月	合算
2月	船保
3月	船保

画面表示	説明
	国民年金に加入していた月 国民年金保険料を納付した月
	国民年金に加入していた月で、以下のいずれかに該当する月 または脱退手当金が支給された可能性のある月 ・国民年金保険料を納付していない月 ・国民年金保険料の全部または一部の免除を受けている月 ・国民年金保険料の一部の免除を受けていて、残りの保険料を納付していない月 ・学生納付特例制度または納付猶予制度の承認を受けている月 ・特定期間である月 ・付加保険料を納付していない月 ・産前産後期間により免除を受けていて、付加保険料を納付していない月
	国民年金保険料の全部または一部の納付が可能である月 もしくは、付加保険料の納付が可能である月
	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月
	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月で、標準報酬月額に5等級以上の変動があった月 または脱退手当金が支給された可能性のある月

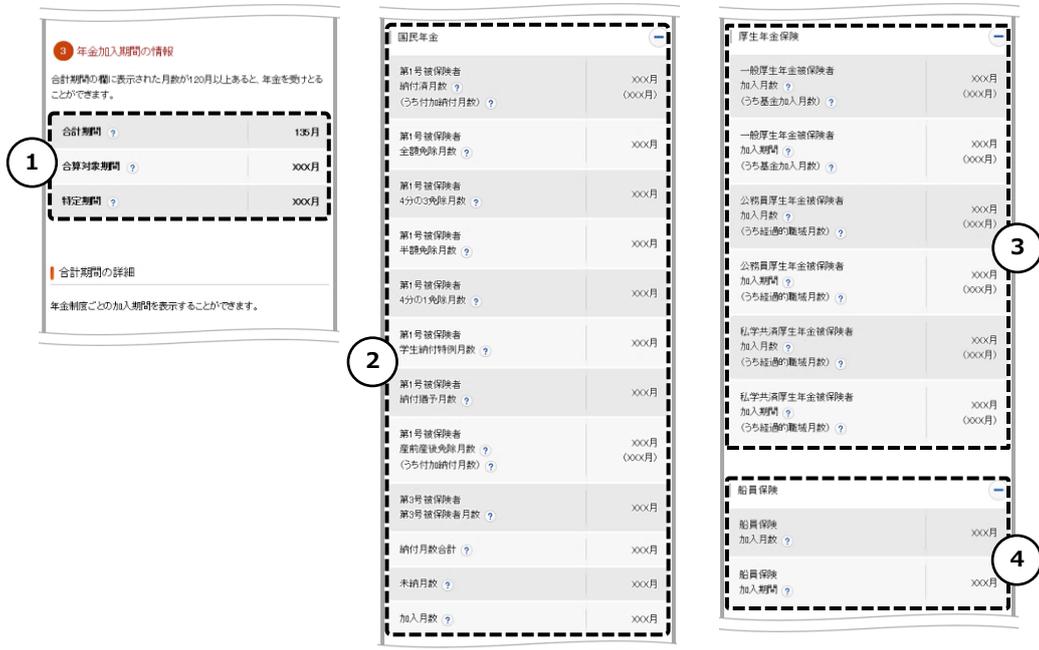
「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

画面表示	説明
船保	船員保険に加入していた月
 船保	船員保険に加入していた月で、脱退手当金が支給された可能性がある月
共済	公務員共済または私学共済に加入していた月 公務員共済または私学共済の記録は、「ねんきん定期便」の情報を基に表示しています。
合算	合算対象期間のうち、任意加入未納期間（国民年金の任意加入期間で保険料を納めていない期間）である月
/	20歳未満または60歳以上のうち、どの年金制度にも加入していなかった月
 未加	20歳以上60歳未満のうち、どの制度にも加入していなかった月 脱退手当金が支給された可能性のある月
 重複	複数の年金制度（国民年金、厚生年金保険、船員保険、公務員共済、私学共済）に加入していた月、合算対象期間と重複している月、または脱退手当金が支給された可能性がある月
 合算	合算対象期間のうち、任意加入未納期間（国民年金の任意加入期間で保険料を納めていない期間）である月で、脱退手当金が支給された可能性がある月
 *	国民年金保険料の納付記録があるが納付した月を特定できない月、または脱退手当金が支給された可能性がある月
—	年金記録が未確定等により表示していない月 公務員共済組合または私学共済に加入中の方で、各共済組合等から年金記録の情報提供がされない場合に表示しています。
.	最終更新年月日より未来の月で、国民年金保険料を前納していない月または産前産後期間による免除に該当していない月

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

3.2 加入期間の情報に関する説明

加入期間の情報



① 合算対象期間・特定期間

画面表示	説明
合計期間	国民年金の納付月数合計と、厚生年金保険・船員保険の加入期間を合計した月数 ※合算対象期間（任意加入未納期間）と特定期間の月数は含みません。
合算対象期間	国民年金の任意加入期間のうち、国民年金保険料を納付していない月（任意加入未納期間）で、老齢年金の受け取りに必要な期間（合算対象期間）とみなされる月数
特定期間	実態は国民年金第3号被保険者に該当しないが、国民年金第3号被保険者として登録されていた月で、老齢年金の受け取りに必要な期間（特定期間）とする手続きを行っている月数

② 国民年金

画面表示	説明
納付済月数	国民年金保険料を納付した月数（前納した月数を含みます）
（うち付加納付月数）	国民年金保険料と付加保険料を納付した月数
全額免除月数	国民年金保険料の全額が免除された月数
4分の3免除月数	国民年金保険料の4分の3が免除され、残りの4分の1を納付した月数
半額免除月数	国民年金保険料の半額が免除され、残りの半額を納付した月数
4分の1免除月数	国民年金保険料の4分の1が免除され、残りの4分の3を納付した月数
学生納付特例月数	学生納付特例制度の承認を受けている月数
納付猶予月数	納付猶予制度の承認を受けている月数
産前産後免除月数	国民年金保険料が産前産後期間により免除されている月数（未来月を含みます）
（うち付加納付月数）	産前産後期間による免除月に付加保険料を納付した月数
第3号被保険者月数	厚生年金保険（公務員共済、私学共済を含みます）に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満）で、国民年金保険料を納めていたとみなされる月数
納付月数合計	第1号被保険者にあたる納付月数と第3号被保険者納付月数の合計した月数

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

画面表示	説明
未納月数	国民年金保険料を納付していない月数 ※ただし、合算対象期間（任意加入未納期間）と特定期間の月数は含みません。
加入月数	納付月数合計と未納月数の合計月数 ※ただし、国民年金保険料を前納した月数、および産前産後期間により免除された月数のうち未来月の月数は含みません。

③ 厚生年金保険

画面表示	説明
加入月数	厚生年金保険に加入していた月数の合計
うち基金加入月数	厚生年金基金の加入期間の月数
うち経過的職域期間	厚生年金保険（公務員厚生年金被保険者および私学共済厚生年金被保険者）の加入月数のうち、被用者年金制度一元化となる以前の平成 27 年 9 月までに加入していた月数
加入期間	坑内員として加入した場合は、実際の加入月数を昭和 61 年 3 月までは 3 分の 4 倍し、昭和 61 年 4 月から 平成 3 年 3 月までは 5 分の 6 倍した月数 (坑内員として加入していない場合は、厚生年金保険の加入月数と加入期間は同じ。)

④ 船員保険

画面表示	説明
加入月数	船員保険に加入していた月数の合計
加入期間	実際の加入月数を昭和 61 年 3 月までは 3 分の 4 倍し、昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは 5 分の 6 倍した月数

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

3.3 国民年金保険料の月別納付状況に関する説明

国民年金保険料の月別納付状況

4月	 納可
5月	 納可
6月	3号未
7月	3号未
8月	 特定
9月	 特定
10月	3号未
11月	合算
12月	 重複
1月	付加
2月	付加
3月	 付加

- ・ 特にご確認いただきたい月を  アイコンで表示しています。
- ・ 国民年金保険料の全部または一部の納付が可能である月を  アイコンで表示しています。

画面表示	説明
納付	国民年金保険料を納付している月（国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含まれます）
納受	国民年金保険料をコンビニエンスストア等で納付している月 ※システムに納付状況が反映されるまで日数を要しますので、しばらくお待ちください
未納	国民年金保険料を納付していない月で、既に納付できなくなっている月 ※既に納付済であってもシステムに納付状況が反映されていないため「未納」と表示されることがあります
納可	国民年金保険料を納付していない月で、まだ納付できる月 ※任意加入期間のうち国民年金保険料を納付していない月が含まれる場合があります
付加	国民年金保険料と付加保険料を納付している月
付可	国民年金保険料を納付しているが、付加保険料を納付していない月で、まだ納付できる月
産前後	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されている月
産付加	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されており、付加保険料を納付している月
産付可	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されているが、付加保険料を納付していない月で、まだ納付できる月
3号	国民年金第3号被保険者となっている月で、国民年金保険料を納付しているとみなされる月 ※厚生年金保険（公務員共済、私学共済を含みます）に加入している方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）が国民年金第3号被保険者に該当します
3号未	国民年金第3号被保険者となる手続を行っていないため、国民年金保険料を納付しているとみなされない月

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

画面表示	説明
特定	実態は国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者として登録されていた月で、老齢年金の受け取りに必要な期間（特定期間）とする手続を行っている月
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月
半免	国民年金保険料の納付が半額免除され、免除後の残りの半額を納付している月
半未	国民年金保険料の納付が半額免除され、免除後の残りの半額を納付していない月
3/4 免	国民年金保険料の納付が3/4 免除され、免除後の残りの1/4 を納付している月
3/4 未	国民年金保険料の納付が3/4 免除され、免除後の残りの1/4 を納付していない月
1/4 免	国民年金保険料の納付が1/4 免除され、免除後の残りの3/4 を納付している月
1/4 未	国民年金保険料の納付が1/4 免除され、免除後の残りの3/4 を納付していない月
学特	学生納付特例制度の承認を受けている月
猶予	納付猶予制度の承認を受けている月
合算	国民年金の任意加入期間のうち、国民年金保険料を納付していない月（任意加入未納期間）で、老齢年金の受け取りに必要な期間（合算対象期間）とみなされる月 ※任意加入未納期間の情報は参考であり、年金を請求する時に書類による確認が必要となります
重複	国民年金加入期間（任意加入未納期間を含みます）と、合算対象期間が重複している月
/	厚生年金保険（公務員共済、私学共済を含みます）または船員保険に加入していた月 20歳未満または60歳以上でどの制度にも加入していなかった月
*	国民年金保険料を年度単位で納付しているため、納付した月を特定できない月
・	年金記録が未確定の月または最終更新年月日より未来の月で、国民年金保険料を前納していない月または産前産後期間による免除に該当していない月
未替	国民年金保険料の納付状況について確認が必要な月
未加	20歳以上60歳未満のうち、どの年金制度にも加入していなかった月 ※国民年金保険料の納付は昭和36年4月から開始されたため、昭和36年3月以前の期間は「未加」と表示される場合があります

(備考)

老齢年金を受け取るためには10年（120月）以上の受給資格期間が必要です。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

3.4 加入制度ごとの記録（厚生年金保険・船員保険）

「厚生年金保険」

資格取得年月日(平成XX年XX月XX日)～資格喪失年月日(平成XX年XX月XX日)の厚生年金保険加入記録

お勤め先の名称:△△株式会社

標準報酬月額変更・標準賞与年月	厚生年金基金	標準報酬月額・標準賞与額
平成XX年X月	—	❗ XXX,XXX円 ?
平成XX年X月	—	XX,XXX,XXX円

× 詳細内容を非表示にする

「船員保険」

乗船年月日(平成XX年XX月XX日)～下船年月日(平成XX年XX月XX日)の船員保険加入記録

お勤め先の船舶所有者名:××船舶

標準報酬月額変更・標準賞与年月	標準報酬月額・標準賞与額
平成XX年XX月	XX,XXX,XXX円
平成XX年XX月	賞与XXX,XXX円
平成XX年XX月	

× 詳細内容を非表示にする

標準報酬月額に5等級以上の変動があった場合は  アイコンを表示しています。

項目名	説明
資格取得年月日／資格喪失年月日 (乗船年月日・下船年月日)	厚生年金：資格を取得した年月日、資格を喪失した年月日※1を表示します。 船員保険：乗船した年月日、下船した年月日※2を表示します。 ※1：退職日の翌日等 ※2：下船日の翌日等
お勤め先の名称 (船舶所有者名称)について	お勤め先の会社(事業所)名・船舶所有者名が表示されます。 なお、一部「厚生年金保険」もしくは「船員保険」と表示される場合があります。
標準報酬月額変更・標準賞与年月	標準報酬月額に変更があった場合、または賞与の支払があった場合に、その年月が表示されます。
厚生年金基金	厚生年金基金に加入している月は「基金加入」と表示され、加入していない月や標準賞与額が表示される行の場合は「---」と表示されます。
標準報酬月額	標準報酬月額が表示されます。標準報酬月額とは、納めていただく保険料額や、受け取る年金額の計算の基となるもので、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
標準賞与額	賞与の支払いがあった場合に、「賞与 XXX,XXX 円」と表示されます。 ○平成15年4月から、賞与からも(厚生年金保険の毎月の保険料と同率の)保険料をお支払いいただき、年金額の計算の基とすることになっています。保険料額の計算の基となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。 ○平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいていたが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額の計算の基とはならない(標準賞与にはならない)ため、賞与の額は表示していません。